

【研究ノート】

フリーバンキングの発展と終焉

伊 藤 理 裕

目 次

1. はじめに
2. フリーバンキングの起源
3. 競争と決済機構
4. パフォーマンスの評価
5. フリーバンキングの終焉：シニヨレッジ
6. フリーバンキングの終焉：学派的論争
7. フリーバンキングの終焉：政府の意図
8. むすび

1. はじめに

フリーバンキング（Free Banking）は、19世紀に全盛期を迎え破綻を遂げる20世紀初頭までの期間、現代の中央銀行システムとまったく異なる銀行券発券を行ったシステムである。だが不幸にして世界恐慌やそれによる世界銀行の推薦などの煽りを受けて中央銀行システムが各国で導入されたため、経営文書が破棄・散逸され、その重要性に比して研究が著しく立ち遅れた。

フリーバンキング研究の先駆者として知られるセルギン（Selgin, G. A.）やホワイト（White, L. H.）の論文は、メンガー（Menger, C.）の「貨幣の起源」をもとに展開される¹⁾。バーターの起源まで遡る事でどのようにして神の見える手のプロセスが洗練されたバンキングシステムに適応してきたのかを説明している。交換の媒介物から金属貨幣そして信用へと変遷する初期のバンキ

フリーバンキングの発展と終焉（伊藤）

ング、さらに不換紙幣やクリアリングハウスといったより発展したバンキングは諸個人による利益追求が社会を形成していった結果とされる。セルギンやホワイトによれば、フリーバンキングは法的規制が影響を及ぼすことのない所から生じたバンキングシステムであり、自生的な経済発展を意図したものである。彼らはフリーバンキングを理論的にも分析しており、それらは歴史的事実にも適合している。

本来、フリーバンキングを明確に定義するのは困難であるが、ここでは競争的通貨発行制度、参入に際しての低い法規制、中央銀行によるコントロール規制のないバンキングシステムという枠組みで議論していく。これらはフリーバンキングに関して通常用いられる要素である。実際には規制を増加させている要因は何であるのか、そして自由に関連する要因は何であるのかを明確にするのは困難である。そのような理由からフリーバンキングというタームを理論的概念として用いるか、もしくはいくつかの歴史的ケースに言及するのみという場合が多い。しかしながらこのようなタームの使用は有益ではない。後述するが、自由主義に則ったフリーバンキングは中央銀行の存在しない貨幣発行独占のような中間的なシステムに対する政策的含意も有しているからである。

本稿では世界各国で経験されたフリーバンキングの起源や衰退そして機能に関するサーベイを行うことを目的とする。まず次節では各国においてフリーバンキングがどのようにして起きたのか、またフリーバンキングの規制の程度について概観している。3、4節ではフリーバンキングの決済機能やパフォーマンスについて評価を試みている。5節以降ではフリーバンキングの終焉過程について原因別に分けて分析を行っている。

2. フリーバンキングの起源

民間銀行による競争的通貨発行制度は紀元後1000年頃の中国において発生した（政府による通貨発行独占による利益追求の試みは1023年以降²⁾）。紙幣の交換が開始されたのは1600年代後半の日本においてである³⁾。ヨーロッパで

フリーバンキングの発展と終焉（伊藤）

最初の銀行券発行機関として発足したのは1656年に設立されたスウェーデンの中央銀行である。銀行券と平行して商人達の証書（臨時紙幣）はコイン以上の媒介物として多くの国々において用いられ、貨幣需要に対応させるものとして繰り返し使用された⁴⁾。しかしながら臨時紙幣では大規模なローンや預金需要の受け入れといった銀行の機能を遂行することは出来なかった。

表1にはフリーバンキングが経験された国と期間をまとめている。約60の事例が残されており、数年から1世紀もの間続いていたことが分かる。フリー

表1 フリーバンキングが行われた国と期間

国	期間	国	期間	国	期間
ヨーロッパ		ホンジュラス	1886–1889	パラグアイ	1889–1907
ベルギー	1835–1851		1912–1950	ペルー	1862–1887
フランス	1796–1803	ジャマイカ (UK)	1837–1958		1914–1922
	1815–1848	メキシコ	1864–1925	ウルグアイ	1865–1896
ドイツ	1821–1833	エルサルバドル	1880–1934	ベネズエラ	1882–1940
	1836–1875	アメリカ	1782–1863		
ギリシャ	1839–1920		1863–1814	アフリカ	
イタリア	1837–1894			ボツワナ	1897–1921
ルクセンブルク	1873–1883	オセアニア		モーリシャス	1832–1849
マルタ	1809–1865	オーストラリア (UK)	1817–1911	ジンバブエ	1892–1939
ポルトガル	1850–1891	フィジー (UK)	1860–1914	北アフリカ	1837–1921
スペイン	1844–1874	ニュージーランド	1840–1850	ナミビア	1815–1962
スウェーデン	1831–1901	(UK)	1856–1914		
スイス	1834–1907		1914–1933	アジア	
ウェールズ	1668–1844	南アメリカ		セイロン (UK)	1841–1844
アイルランド	1693–1845	アルゼンチン	1887–1890	中国	1004–1935
スコットランド	1716–1845	ボリビア	1887–1914		1644–1935
		ブラジル	1836–1853	香港 (UK)	1845–1935
北アメリカ			1857–1866	インド (UK)	1806–1861
バハマ (UK)	1888–1916		1889–1892	日本	1600–1882
カナダ (UK)	1817–1914	ガイアナ	1837–1951	マカオ (ポルトガル)	1800–1944
	1914–1933	チリ	1849–1850	マレーシア (UK)	1850–1908
コスタリカ	1863–1884		1854–1898	フィリピン (UK)	1916–1942
	1902–1921	コロンビア	1871–1886	シンガポール (UK)	1846–1908
グアテマラ	1877–1926	エクアドル	1860–1927	タイ	1888–1902

[出所] Dowd, K *The experience of free Banking*, Routledge, 1992 を参考に作成

フリーバンキングの発展と終焉（伊藤）

バンキングは政府による規制の程度によって多様化しており、ノンバンキングの禁止や貸出の抵当受け入れの制限は19世紀のフリーバンキングに影響を与えた。重要性では劣るが小額紙幣（small-note）の発行禁止は限られた地域で影響を被った。銀行券発券を資本や実物的裏付けなどの準備で制限することはフリーバンキングに共通であるが、これらの限度額は完全に守られていなかった。

ベルギーや革命期のフランス、南米のボリビア、ローデシア（アフリカ南部のイギリス植民地）、ジンバブエではそのような規制がなかった。逆にフリーバンキングの事例として有名なスコットランドでは小さな規制が存在していた。イギリス植民地でのフリーバンキングはスコットランドのフリーバンキングより規制が多少厳しかった。ラテンアメリカの国々では民間銀行に対して公的規制はかけられていなかったが、政府が頻繁に行う通貨切り下げに苦しんだ。フリーバンキングの規制の中で特出しているのはイギリスとアメリカの国債担保システムである。国債担保システムとは紙幣発行の準備として銀行に一定額の国債を維持することである。このようなフリーバンキングの規制事項は東洋にも存在しており、東ヨーロッパ、アフリカ、中東などのイギリス植民地においてはまれであった。

1695年に設立されたスコットランド銀行と1783年に設立されたアイルランド銀行は地域に対して準独占的な影響を持っておりイングランド銀行のモデルとされる。アイルランド銀行はアイルランド政府に対する融資によって利益を享受する特権を得ていた⁵⁾。逆にスコットランド銀行はスコットランド政府への貸出が禁止されていた。1716年に特許状が改新されたときスコットランド銀行の銀行券発券の合法的独占は失われた。当時の議会がジャコバン党の支持を疑い王立銀行から特許状を受け取ることができなかつたためである⁶⁾。第三の銀行という立場であったブリティッシュ亜麻会社（British Linen Company）は1746年に特許状を受け取った。特権銀行は特許状を持たない非特権銀行と、1750年頃に登場した無制限負債による発券銀行に対して法的保護を奪うよう議会に圧力をかけたが、参入規制を撤廃する規則が1765年に確立した⁷⁾。イギ

リスやアイルランドと異なりスコットランドでは非特権銀行には何の規制もなく、特権銀行より規模を拡大でき多くの株主を持つことができた。

イギリス植民地のバンキングシステムは足かせのゆるいスコットランドのシステムに似ていた。他の業界に対する規制は厳しかったが既存の会社による銀行ビジネスへの参入はスコットランド国内よりも容易であった。イギリスにおける特権銀行（一定の負債を株主が引き受ける）はまれな合法的特権のケースであり、植民地の方がより一般的であった。最も発達した植民地バンキングシステムのカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカでは最小の資本要求を満たすことのできる人に特権を与えた。

イギリス植民地における最初のバンキングは1683年に始まった。1770年代までは競争システムではなく⁸⁾、本格的な銀行制度が登場したのは1800年代初期になってからである。1840年にはガイアナ協同共和国やモーリシャスなどの辺鄙な地域を含めた全てのイギリス植民地に特権銀行が置かれた。スコットランドのシステムを意識した植民地はなく、地方の政治圧力が開拓地に独占権を与えていった⁹⁾。

最初のイギリスの植民地銀行はモーリシャス銀行（Mauritius Bank）で、1831年に設立された¹⁰⁾。植民地で地域的に特権銀行間の競争が激化してもイギリス政府は植民地に銀行を設立しようとしている人に対して王立特権を授けた。さらにイングランド銀行と競争しないことに同意するイギリスの銀行発起人たちにも特権を受けた¹¹⁾。特権システムは植民地銀行への参入を容易にした。

イギリス連邦を通して中央銀行製が敷かれ始めたのは、1845年のロバート・ピール卿による銀行条例である。それまでフリーバンキングは植民地での地位を搖ぎ無いものにしていた。競争的通貨を廃止しようとした試みは、植民地に独自の慣習ルールが蔓延っている所では失敗した。1841年にはオンタリオやケベックなどのカナダの州政府で通貨主義の教義に固執するイギリス政府の試みを打破した¹²⁾。1850年にイギリス政府は地方の強い反対にもかかわらずニュージーランドで独占的銀行の発券を強制させた。しかし1856年には地

フリーバンキングの発展と終焉（伊藤）

域の慣習の力が上回り、ニュージーランドの立法機関は預金業務ばかりを行っている銀行に対し発券業務も行うよう指示している¹³⁾。独自の慣習ルールを全く植民地に対してのみイギリスは銀行券の独占的発行をさせることができたのであり、1849年のモーリシャスの時から1951年のカリビアンのイギリス植民地時代まで競争的通貨は継続していた¹⁴⁾。

中国のフリーバンキングは、ヨーロッパのフリーバンキングとは異なる形で発展した。中国の最初の銀行制度はヨーロッパとは完全に異なる運営手法をとっており、独自の貸出顧客を持っていた。だが、1840年代にヨーロッパの銀行が中国に進出し始めると中国ではヨーロッパの業務を模倣し始めた。たとえば株式所有権を分散させるような現代的スタイルを導入している。既に国内にあった銀行や新設銀行およびヨーロッパの銀行は独自の銀行券を発行して競争した。ヨーロッパから参入してきた銀行は中国国内での規制を受けることはなく、無規制の状態で操業することが可能であった。国内の銀行は1907年まで規制をかけられなかつたが、政府に対する貸付は市場金利よりも低い金利で行うよう圧力がかけられていた。

他のアジア諸国でのフリーバンキングはヨーロッパの銀行が支店を開設するまで存在しなかつた。バンコ・エスパニョール・フィリピーノ（The Banco Espanol Filipino）はスペインがフィリピンを統治していた間、独占的に銀行券を発行した。スペイン－アメリカ戦争でフィリピンの統治権をアメリカに手放したあとバンコ・エスパニョール・フィリピーノは特権を失い1916年にフィリピン国立銀行が設立された¹⁵⁾。通貨競争状態へと入つていったタイでは、政府自身が銀行券発行を主張する以前にはフランスと二つのイギリスの銀行に対して数年間、銀行券発行を許可していた¹⁶⁾。

イギリスで特権を享受された銀行はアメリカ大陸¹⁷⁾のフリーバンキングに影響を与えた¹⁸⁾。それらはニューイングランド、メキシコ、コロンビアの地方でフリーバンキングを発展させ、さらにアルゼンチン、ペルー、ウルグアイでは地域全体に経済的発展をもたらした。イギリス所有の地方銀行はコスタリカやエルサドバドルに存在していた。バークレー銀行（Barclays Bank）の起源

フリーバンキングの発展と終焉（伊藤）

の一つである植民地銀行は地方銀行と競争を行いカリブ周辺のイギリス植民地に影響を与えた。さらに二つのカナダの銀行にも経済的影響力を及ぼしている¹⁹⁾。海外の銀行に対する活動制限は今日と比べて1800年代は低く、ラテンアメリカでのイギリス系銀行は銀行券発行など地方銀行と同等の権利を享受することができた。

第二次フリーバンキング期（1815～1848）のスペイン、イタリア、ギリシャ、ポルトガル、フランスでは地方銀行が独占状態を占めていた。発券銀行は独占地域の外部地域に支店を設立することが禁止されていたが、預金銀行は制限が免除されていた。ドイツでは銀行券発行システムは特に複雑であった。1871年に統一される以前は確立された銀行法や貨幣政策の基準が存在しなかったためである。ある州では独占的銀行システムを採用し、他の州では競争的発券システムを採用していた。小さな州の銀行の目的は、自分達の地域テリトリーでビジネスを開拓することではなく、プロシアもしくは近隣の大都市で銀行券を循環させることであった。国外での循環を促進するために、銀行は流通地域とこれから流通させたい地域両方の呼称を銀行券に印刷した²⁰⁾。スイスの小郡では多様な発行形態を探っていたが、一般的に郡法は国内域での支店設立を禁止した。支店設立が禁止されている郡ではスコットランド、スウェーデンなどの銀行券ブランドは浸透しなかったが、独占的発行が可能であった地域ではその力を誇示できた。

ロシア、オーストリア＝ハンガリー、オットマン帝国、ペルシャ、エジプト、オランダ、デンマークでは州の財政を賄う手段として銀行券発行の特権を受けられた。1914年までデンマークに属していたノルウェーと1944年まで属領国であったアイスランドはデンマークを真似て独占的な銀行券発行銀行を設立した。フィンランドもロシアから1917年に独立したとき同様のことを行っている。19世紀後半にオットマン帝国から解放されたバルカン諸国も独占的な発券銀行を設立した²¹⁾。独占的発券銀行は預金受け入れ範囲内で競争を認められていたが独占的銀行券を預金銀行の準備（ハイパワードマネー）にして信用創造を行う国も存在した。

フリーバンキングの発展と終焉（伊藤）

イギリス同様にヨーロッパ植民地での独占的発券の普及は、商業主義や貿易会社の名残と関係がある。植民地貿易の独占が自然と組織されたようにフランス、オランダ、ポルトガル、ドイツでは民間による植民地での預金の独占と独占的発券銀行を同時に組織していた。19世紀を通してイギリスでは国内において独占的発券、植民地ではフリーバンキングの競争という状況であったのに対し、上記の国々では効率的に政策を施して可能な限り独占的発券を行った。一つの例外はポルトガルの植民地マカオである。ポルトガルの独占的発券銀行が設立されるかなり前から中国のトレーダーたちがマカオに進出しており、1944年に法的保護がなくなるまで発券を続けた²²⁾。

3. 競争と決済機構

フリーバンキングの特徴は単独銀行による独占的銀行券発券に陥らないことである。このシステムでは二つ以上の銀行による発券というのが一般的である。たとえマルタやモーリシャス、フィジーのような小さな場所でさえも、一つの銀行による銀行券独占は経験していない。特定の種類の銀行券の使用に慣れていた地域の人々も競争的発券を受け入れた。政府発行の銀行券は微税や禁酒法施行の時を除いてフリーバンキングの銀行券流通に入り込んでこなかった。

フリーバンキングでは公的な決済機関なしで規則的な決済機構を発展させた。非公式な数ではあるがフリーバンキング初期の多国間決済の銀行数は二国間決済よりも少ない。支店設立制限のないフリーバンキングは小数であり、それゆえ多国間決済は二国間決済よりも優位性を得られなかつた。カナダの銀行家、ナイト（Knight, J. T. P.）による著書では7行以下の都市に決済機関を設立することから得られる利益は殆どなかつたことが述べられている²³⁾。民間銀行は支店ネットワークによって銀行券や小切手の兌換処理の決済機構を構築していくた。一般に二国間決済に関連した支店銀行は決済機構の役割を十分に満たしていた。

ヨーロッパでは信用決済機構は発券銀行システムに先立つものであった。

1300年代の定期市でのシャンパン売買は紙幣交換を促進させた²⁴⁾。スコットランドでは1771年にエジンバラに多国間決済機構が登場した（二国間決済は既に存在していた）²⁵⁾。スコットランドにおける決済機構の発展は新興銀行と古くから存在するエジンバラの銀行券を受理するまでの問題から生じた。既存のエジンバラの銀行は田舎地方での新興銀行の銀行券受理を拒否した。そのためスコットランドの31の銀行の殆どは地方代理店を通して決済機構に参加した。アメリカ、イギリス、スイスでの各支店は多国間決済と同様の様相を示した。ただ、それらは多くの銀行をかかえていたが故に二国間の銀行券兌換よりも高い移送費用を要する傾向があった。

決済機構は銀行券兌換という当初の役割を越えて発展し、共同操業を可能とする仲介役として担っていった。郊外で流通している小切手の割引や、不正を摘発するなど特定の問題について共通した意見を打ちたて、地方で経済的危機に直面している銀行の整理を行う組織体になった。ニューヨーク市の決済機構は1857年から1907年に生じた危機を和らげる重要な役割を果たした²⁶⁾。メキシコでは1899年に決済機構として機能するメキシコ中央銀行（Banco Central Mexicano）を設立し、地方で危機に陥っている銀行に貸出を行った²⁷⁾。だが、中央銀行という名前にも関わらずそれは現代的意味における中央銀行ではなく、銀行券発行の独占権を持たず（実際、銀行券の発行をしなかった）さらに銀行間の貨幣供給のコントロールを行うものではなかった。

決済機構はフリーバンキングの間で決済を行う手段であり、カルテルを形成する試みは排除された。当初、スコットランド、カナダ、オーストラリア、イス、シンガポールでは決済機構や銀行家組合による均一的な利子率が存在したが、銀行が競争に突入するや否や利子率競争に入っていた。そこでは抜駆けを阻止する暗黙の了解は役に立たずカルテルは自然解体した²⁸⁾。

しかしフリーバンキングは競争的に行われていたと主張しているチェックランドもスコットランドはある程度カルテルであったという。彼は銀行が設定した利子率は均一的であったことを根拠として持ち出している。カルテルを判別する手段としては、持続的に高い貸し出し金利と低い預金金利であろう。しか

フリーバンキングの発展と終焉（伊藤）

しながらそれらはスコットランドの銀行システムの特徴に見られない。チェックランド自身が認めるように利子率を設定する協定は長い間続かなかった（フリーバンキングの終焉以降は様相が異なっていたと思われるが）。スコットランドには効率的な競争を確保するに十分な銀行数があり、参入障壁も低いことから競争が欠如していたとは考えられない²⁹⁾。

4. パフォーマンスの評価

バンキングシステムのパフォーマンスに関しては経済成長や貸し手と借り手の間の流通の迅速性、物価や交換レートの持続的な安定性、不正手段や偽造品の阻止、信用の過剰発行や銀行経営のパニックの程度などを基準とする。規制のほとんどなかったフリーバンキングではこれらの基準に対し満足する結果を示していた。それに対し規制の強いフリーバンキングではこれらの項目を満足させることは困難であり、多くのケースで規制はパフォーマンスを低下させる原因となっていた。

4.1 経済成長

経済成長率の研究でフリーバンキングは多くの良好な結果を示している。カ梅ロン（Rondo Cameron et al）はシステムの比較研究を行い、最も自由度の高いスコットランドのシステムが高成長をもたらしていることを明らかにした。彼は1845年のピール条例後のスコットランドのバンキングシステムとイングランドの政策について議論し、同じ産業の比較を行ったところ19世紀後半から20世紀にかけてイギリスの方が衰退傾向にあったと指摘している。

4.2 交換レートと物価安定性

フリーバンキングは銀行券や預金を固定レートで金銀に兌換する安定性が求められた。この安定性によりフリーバンキングの銀行券はその流通を望む地域の主要な通貨となりえた。銀行券が多数存在したにもかかわらず通貨単位が混

乱することはなかった。むしろ1800年から1900年初期のフリーバンキング全盛期には今日存在する通貨単位よりも少なかった。多くの国々で通貨価値は銀ドル、金ドルもしくは金ポンドスターリングと同等の価値を有し、公的な単位とするために市場がすでに確立させた慣習に政府が意図的に発言することはなかった。このような商習慣や19世紀の法的枠組みはフリーバンキングを交換制度として確立した³⁰⁾。

戦争などのない平常時において兌換を維持したフリーバンキングの成功は（少なくとも法的に銀行券保有者や預金者に対して償還を保証していた国では）同時に第一次大戦以前の金本位制を維持することも可能にした。セルギンによれば民間銀行の責務は供給量の制限されている金兌換を維持することであり、フリーバンキングは金準備に敏感に対応しなくてはならなかった。もちろん中央銀行の場合、過剰発行したとしてもすぐに準備が欠如することはないし、たとえ準備が欠如しても対応することが可能である。それに対しフリーバンキングでは決済全般に規律が課せられ、さらに銀行券保有者、預金者に対する法的契約があり、最後の貸し手としての権力をもたないのに正貨との兌換を滅多に断念しなかった。マクカルム（McCallum, B. T.）によれば長期的な物価安定性は兌換制の方がより効果が高かったことが述べられている。中央銀行は当初、兌換制度を取り入れたがすぐに不換制度へと変換した。物価指数の歴史的傾向は、長期の物価安定ではフリーバンキングの方がより優れていたことを示している³¹⁾。

4.3 偽造と不正行為

偽造および不正な銀行券発行は、フリーバンキングでは大した問題とはならなかった。確かに不正や山猫銀行のような詐欺まがいな訴えはあったにせよ、今日の研究によれば誇張されたものである³²⁾。しかし銀行券の兌換に関する訴えは多数存在する。1826年以前のイギリスやアメリカ、革命期のフランス³³⁾において支店銀行は規制がかけられており、思うような流通がされなかつた。全体的にバンキングシステムは政府の御加護を受けて兌換を延期することが可

フリーバンキングの発展と終焉（伊藤）

能であった為である。支店銀行が拡充されていた地域では兌換や銀行券の偽造、不正行為に関する訴訟はめったに起らなかった。確かに銀行員による不正行為は存在しており、たまに小さな商業銀行が倒産するケースはあったが、システムの安定性を衰えさせる程のものではなかった。

4.4 流動性と最後の貸し手

中央銀行の望ましさとして挙げられることは好況期における民間銀行の無謀な信用創造を阻止するための権威機関と、不景気における最後の貸し手機能である。この議論はバジョット（Bagehot, W.）を基にしている³⁴⁾。銀行の性質上、預金者や銀行券保有者には十分な情報を提供されない。それゆえ民間銀行は自己利益のために準備を超えた信用拡大を行う傾向にある。中央銀行のないシステムでは突然兌換需要に直面させられる恐れがある。それを防ぐために中央銀行は民間銀行の過剰な信用創造を防ぎ規制するし、十分な貸出を行うことで危機を開拓する手段を提供する³⁵⁾。

しかしながらダウドによれば、これは中央銀行に有利なものを引用して歴史的証拠を読み誤ったものであるという。フリーバンキングは、平常時では中央銀行システムよりも安定的であったし、戦間期でも中央銀行システムと同等のパフォーマンスであったことを指摘している。よくフリーバンキングの不安定性として用いられるイギリスとアメリカの例は規制の強かったものである。規制の少ないスコットランドとカナダの例では同様の経済状況下において上々のパフォーマンスを示している。ほとんどのフリーバンキングでは平常時にシステムパニックを経験することはなかったし、たとえ規制されたフリーバンキングでも最後の貸し手なしで流動性を提供することは可能であった。

フリーバンキングはパニックの間も様々な手段で流動性を提供していた。それを可能にしたひとつは地方のインターバンク市場である。過度の貸出を行うフリーバンキングは稀であり、一時的に非流動的になるが短期ローンを支払うために十分な資産を保有していた。そのため余剰資金はインターバンク市場を通して高い金利で貸付けた。アメリカとメキシコでは経済機構がパニックに陥

っている間インターバンク機構で流動性を確保した。1893年のオーストラリアでのパニックではメルボルンの経済機構は同様のことを行っている³⁶⁾。

借入れに関してみると、地方の市場で十分な資金を集めることができなかつた銀行は他の地方市場で借入れを行った。たとえばスコットランド銀行とイギリス海外銀行はロンドンで借り入れを行い、スイス銀行はパリで、カナダ銀行はニューヨークで借入れを行った。このような借入れ状況（Bank of England, Bank of France, Federal Reserve System and US Treasury）は「大規模な貨幣市場における準独占的銀行の『衛星』」と揶揄される³⁷⁾。イングランド銀行は古典的金本位制が全盛期であった期間、全世界の最後の貸し手であったと述べる人は多くいるし、それが古典的金本位制の持続を可能にしたと考えられている。しかしながらチェックランドによる「バンキングシステムの歴史」では、イングランド銀行はスコットランドへの最後の最後の貸し手であったという点には疑問が呈されている。確かに、フランスとの戦争が差し迫った1830年には、スコットランドの王立銀行はイングランド銀行と長期の信用取り決めをしていた。だが1836年10月に起こったパニックでは、イングランド銀行は王立銀行に対してむしろローン支払いの請求を行っている。ミューン（Munn, C.）による「スコットランドの銀行の歴史」でもイングランド銀行が最後の貸し手であったということには触れられていない。ダウドもスコットランドのシステムがイングランド銀行の「衛星」であったという主張には反対している。

流動性を確保するためにスコットランドの銀行が用いた手段はオプション条項である。一般的なオプション条項は6ヶ月間、銀行券や預金の支払いに対して猶予が認められるというものであった。その期間、年率5%という名目利子率よりも高い法廷限度の利子を支払わなければならなかった³⁸⁾。このような支払いの遅れは、むしろ価値の高い流動資産を提供するという意味で好循環をもたらした。スコットランド銀行はスコットランド国立銀行が一時的に兌換を停止した後の1730年にオプション条項をはじめた³⁹⁾。オプション条項は優位性を持つことができたがスコットランド以外で用いられることは滅多になかった⁴⁰⁾。アダム・スマスはフリーバンキングを推奨したが、オプション条項に関

フリーバンキングの発展と終焉（伊藤）

しては公共性の観点から批判を行い、スコットランドの国内為替を混乱させると主張した。イギリス議会はオプション条項を1765年に非合法とし、さらに特権を享受している銀行を救済するために大額取引のみを推奨し、1ポンド以下の銀行券を法的に無効とした⁴¹⁾。

戦争に直面している状況でもフリーバンキングは不安定な状況に陥ることはなかったが、金本位制、銀本位制および中央銀行システムでは統御することが困難であった。歴史的にも中央銀行システムはフリーバンキングよりも兌換停止する傾向が強かった。たとえばイングランド銀行は1696年～1697年、1797年～1821年、1914年～1925年、1931年～1946年、1971～現在まで296年の内で70年間も兌換を停止してきている。1825年、1839年、1847年、1857年、1866年にはパリの金融市場からの資金借入れで停止を免れ、さらに1844年の銀行設立免許法（Bank Charter Act）で設立された最高限度の銀行券発行を違反することで停止を避けた。フランス銀行も同様に1848年の革命期、1870年の普仏戦争、第一次世界大戦の期間停止している。大不況期の中央銀行は金本位制であり15年もの間兌換を停止した。再び兌換を開始したのは1971年であり、政治的闘争や戦争による悲惨な経済的事象が解消されたときである。

4.5 パニック

フリーバンキングに関するこれまでの論文はシステム危機の原因を全てのケースにおいて同様に扱っている。しかしフリーバンキングがパニック傾向にあったのかどうかを考慮するには戦間期と平常時とに分ける必要がある。一般にバンキングシステムは戦間期も金や銀に固定レートで交換することを責務とした。フリーバンキングと中央銀行の両方を持っていた国では第一次世界大戦時に中央銀行システムの方が兌換を停止した。カナダでは政府発行の兌換紙幣とフリーバンキングの銀行券が流通しており、政府とフリーバンキングは兌換維持に苦しんだ。民衆にとってみれば発券銀行は倒産する恐れがあったし、政府のインフレ的な戦争財政のために兌換が停止されることもあった。もしオプション条項が幅広く広まっていたならば経営は異なっていたであろう。オプショ

ン条項を採用していた国では自行の経営のみ注意していればよかつた。オプション条項はスコットランドのフリーバンキングなどのように法の保護がなかつた以前の戦間期の危機を緩和している。

平常時ではフリーバンキングのパニックはそれほど生じなかつた。支払能力に疑いのある民間銀行には経営的問題が生じたが、それらの銀行は他行と繋がりがあったわけではなくシステム全体を危うくするものではなかつた。人々は安全性から危険度の高いファインドへとスイッチすることもあり、システム全体での金銀準備離れに繋がることにはならなかつた。平常時のフリーバンキングのパニックは1825年と1836年～1837年にイングランド、1819年～1907年にアメリカ、1836年～1837年にアイルランドとカナダ、1848年にベルギー、1884年にセイロン（スリランカ）、1890年～1891年にアルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、1893年にオーストラリア、ニュージーランド、1898年にチリで起きた。これらのケースについて簡単に概観しておくことにする。

まず、1836年の秋にアイルランドでは金融が逼迫する危機に迫られた。イングランド銀行は割引率を4.5%～5%に引き上げ、株式銀行の無制限貸出を中止することが決められた。アイリッシュ銀行では11月に経営が厳しい状態に陥り、支店のひとつが倒産（イングランド銀行は貸出を早期に打ち切っていた）したが銀行は兌換を停止しなかつた⁴²⁾。1837年の春にはイギリス諸国の信用逼迫がアメリカの需要を落ち込ませるまで広まつてゐた。アメリカの少数の銀行は5月には正貨支払いを停止した。オンタリオを除くカナダ上部の銀行は先例に倣い兌換を停止した。しかし大西洋に接する地方では夏には兌換を再開した。ケベックなどのカナダ下部の銀行では1838年5月に再開している。カナダ上部の政府は地方銀行が兌換停止するのを認めなかつた。オプション条項が優位を占めていたためである⁴³⁾。

1848年2月のフランス革命はフランス銀行に兌換停止を強制させた。ベルギー国民はそれを銀行経営に影響を与えるシグナルと受け取るであろうと考え（実際、アントワープ銀行は倒産した）危機回避のため政府は二つの大手銀行に兌換停止を認可して銀行券を法定通貨とした。だが当時のベルギーの貨幣基

フリーバンキングの発展と終焉（伊藤）

準であった銀に対して銀行券は価値を減じることはなかった。大手銀行は小銀行や企業に対して十分な貸し出しを行っており6月には軌道に戻っている⁴⁴⁾。ところがこのように堅固な状況にもかかわらずベルギーでは危機回避の唯一の方法という信念で中央銀行を設立した。

セイロン（スリランカ）では、セイロンで銀行券流通を75年ほど行ったオリエンタル銀行（The Oriental Bank Corporation）が1884年に倒産した。セイロンの主な輸出品であるコーヒーの市場に長いスランプが訪れ銀行資産を衰えさせたためである。パニックを回避するために政府は銀行券を保証した⁴⁵⁾。他のイギリス植民地同様セイロンでも銀行資本を超えた銀行券発券は禁止されており、発券銀行は供給を拡大することができなかった。オリエンタル銀行の不履行が創り出した供給ギャップを満たすのが精一杯であった⁴⁶⁾。

オーストラリアの通貨価値は1888年に下がり始めた。建設ブームの終焉により大規模なプロジェクトの海外投資が撤収していった為である。1889年の終わりごろにローン会社の連鎖倒産が起り1892年まで続いた。同時に小銀行も倒産したが大手銀行の倒産は1893年1月まで起らなかった。小銀行への悪影響は連鎖して5月には26のうち13の銀行が兌換停止をしたが半数は停止しなかった。停止した銀行も2ヵ月後には再開している⁴⁷⁾。

オーストラリアのパニックは1880年代後半から損失で苦しんでいたニュージーランド銀行に影響を与えた。最大の借り手であるローン会社が倒産したことで事態は拡大した。銀行は政府に援助を要請したが政府は受け入れなかった。国民は銀行体質の脆弱性を疑い、銀行は経営に苦しんだが金兌換の需要にはすべて応えていた⁴⁸⁾。

南米に目を転じると、フリーバンキング時代のアルゼンチン通貨は政府による不換紙幣と名目上金や政府債券を担保にした銀行券とで構成されていた。1890年11月にはイングランド銀行はアルゼンチン国債の最大の引き受けであるイギリスのベアリング銀行（Barings Bank）を救済するようになった。鉄鋼産業を後押ししたことで功績のあるベアリング銀行も1891年4月に倒産し、アルゼンチン国内のみならずロンドンやリバプール銀行に出資を要請した。ア

ルゼンチンでは政府機関が倒産した銀行券を中央集権化して保有しており、金兌換を保証していたが実際には行われなかつた⁴⁹⁾。

ウルグアイでは1890年4月に政府系銀行が倒産した。1891年8月には銀行倒産が連鎖し経営システムに影響を与えた。ロンドンとリバプールの銀行はウルグアイ国内で他の銀行が兌換停止していた間も兌換を維持していた。ウルグアイ政府は海外の銀行が国内で目立っているのを目障りと感じ、1896年に旧政府系銀行を母体として中央銀行を設立した⁵⁰⁾。

パラグアイの海外貿易のはほとんどはアルゼンチンを通してのものであった。それゆえアルゼンチンのパニックはパラグアイの銀行への悪影響の原因にもなり兌換停止になることもあった。1891年までに政府は不換紙幣を主とする三つの銀行を設立し、再び兌換紙幣が流通することはなかつた⁵¹⁾。

チリでは1898年のアルゼンチンとの戦争により、兌換停止後、数年間再開された金本位制が断念されるという噂が広まった。金の争奪がサンチャゴで起こり他の国々にも拡散すると政府は銀行に兌換停止を認可した。その後政府は銀行券発券の増加を画策して1913年まで金本位制に戻ることはなかつた⁵²⁾。コナント（Conant, C. A.）は日本やアルゼンチンに似ているこのようなシステムを非難しており、銀行が発券したい分だけ金債券を売ることで政府による通貨の兌換性を維持するよう主張した⁵³⁾。

銀行の取り付けに関する最近のモデルによれば、民間銀行に取り付けが生じるのは中央銀行がないためかもしくは政府預金の保証がないためである。普通、完全な準備性を敷いている銀行では、瞬時に顧客からの兌換需要に応えることが出来るが、それに対し準備率の少ない銀行や政府保証のない銀行ではそれが使い果たされる前に怒涛のごとく顧客たちから回収するはずである。しかしフリーバンキングの歴史はこのような傾向性を示すものではなかつた。これまで見てきたようにパニックの原因は明らかである。例えば1867年～1925年のカナダの民間銀行の取り付け騒ぎは不確定に生じたものではなかつた⁵⁴⁾。取り付けは銀行の保有資産（大債権者の倒産）などのニュースによるものであり、連鎖は同様のポートフォリオを所有していた銀行に影響を及ぼした。約半数の銀

フリーバンキングの発展と終焉（伊藤）

行は倒産したか兌換を停止した。他の国でのフリーバンキングもカナダ同様取り付け騒ぎの原因は明確である。

5. フリーバンキングの終焉：シニヨレッジ

フリーバンキングの終焉の原因として次のことが一般に考えられる。すなわち政府が競争的通貨発行から政府独自の通貨発行に切り替えることによって独占的利益（シニヨレッジ）を得ようとした結果である。また他の理由としては、銀行倒産や金銀の兌換停止がフリーバンキングに不信を抱かせたというものである。これらの原因はあるケースでは単独、あるケースでは混在している可能性もある。簡略化のために表2には顕著な原因でまとめている。

中国では19世紀から20世紀の間に中国政府によってフリーバンキングの銀行券発券を非合法とし、度々政府独自の通貨を強制的に流通させた。1935年には中国政府はフリーバンキングを廃止して民間銀行が保有していた銀ストックを没収した。さらに不換紙幣を貨幣基準として採用した。

ヨーロッパではフリーバンキングから独占的通貨発行システムに切り替えた最初の国はフランスである。フランスでのフリーバンキング時代は7年間である。政府は1796年に不換紙幣放棄を宣言した後、銀行券発券を民間に公開した。それによりいくつかのフリーバンキングがパリに現れ政府が失敗した兌換維持に成功した。そのような成功とは裏腹にナポレオンはフランス銀行（Bank of France）の株を保有しており、1803年にフリーバンキングの銀行券発券の権利を没収した。

他の諸国では財政的困難などの誘引からナポレオンが行ったように独占的発券を行うことは滅多になかった。しかし政治的誘引から行うことはまれに見られた。戦間期のみならず平常時の過度な発券は政府を負債に落としいれ、友好的な銀行にのみ発券を行わせ政府紙幣を発行した。政府財源の道具として通貨を利用するにはどこの国にも共通である。表にあるように約60あるフリーバンキングのうち9つの例は過度にシニヨレッジを追求したために終焉を迎えた。

フリーバンキングの発展と終焉（伊藤）

表2 フリーバンキングの終焉理由

国	規制	終焉理由	国	規制	終焉理由	国	規制	終焉理由
ヨーロッパ			ジャマイカ(UK)	b	T	北アフリカ	d, f	C
ベルギー	n	C	メキシコ	e, f	T	ナミビア	n	T
フランス	E, F	S	エルサルバドル	a, D	T			
ドイツ	E, F	T	アメリカ	B, C, D, E, F	T	アジア		
ギリシャ	A, F	T				セイロン(UK)	b, C	C
イタリア	A, E, F	S	南アメリカ			中国	C	S
ルクセンブルク	n	T	アルゼンチン	A, B, D	C	香港(UK)	C	C
マルタ	不明	T	ボリビア	n	T	インド(UK)	C, d	T
ポルトガル	E, F	S	ブラジル	A, B, D, E, F	S	日本	A, B, D	C
スペイン	E, F	S	ガイアナ	b, d	T	マカオ(ポルトガル)	E	T
スウェーデン	C, e, g	S	チリ	A, B, C, D	C	マレーシア(UK)	B, c	T
イス	C, e, F	T	コロンビア	A, B	T	フィリピン(UK)	A, b, E	T
ウェールズ	C, E, F	T	エクアドル	A, B	T	シンガポール(UK)	b, c	T
アイルランド	C, E, F	T	パラグアイ	A, b	T	タイ	n	S
スコットランド	C, g	T	ペルー	A, B, d	T			
			ウルグアイ	b	C	オセアニア		
北アメリカ			ベネズエラ	b	T	オーストラリア(UK)	b, e	T
パハマ(UK)	不明	C				フィジー(UK)	不明	T
カナダ(UK)	A, B, d	T	アフリカ			ニュージーランド	A, B, c	T
コスタリカ	A, B, d	S	ボツワナ	n	C	(UK)		
グアテマラ	A, B	T	モーリシャス	不明	C			
ホンジュラス	n	T	ジンバブエ	n	T			

注：規制欄のアルファベットの大文字は特に規制が厳しかったことを表す。意味は以下の通り。

- a : 平常時における通貨下落などを原因とする政府主導の正貨支払い停止。
- b : フリーバンキングの通貨発行と平行して法定通貨の発行。
- c : 銀行券発券規制（発券上限規制、デノミ規制）。
- d : 準備要求および債券担保。
- e : 参入規制（特権、資本者の必要人数、競争に耐えられるだけの最少資本）。
- f : 支店規制。
- g : その他（高利、政府への頻繁な貸し出し要請など）。
- n : 規制なし。

終焉理由欄のアルファベットの意味は以下の通り。

C : 銀行倒産および兌換停止などが銀行券発券の独占化を促した。

S : 財源確保のための政府による銀行券独占化。

T : 中央銀行理論が法として採用された。

[出所] Dowd, K. *The experience of free Banking*, Routledge, 1992 を参考に作成

6. フリーバンキングの終焉：学派的論争

イギリスでは1845年までの20年間、経済学者や銀行家そして政治家によってフリーバンキングに関する議論が行われた⁵⁵⁾。通貨学派と呼ばれている人々は、不況や1825年～1826年と1836年～1837年に銀行倒産が生じたのは競争的通貨発行が不安定であったためと考えている（イギリスの銀行は両方の期間、パニックの間も兌換停止をしなかった）。通貨学派によれば原因は統制されていない通貨が地金主義的な通貨と異なる行動を行うことにある。矯正手段として彼らはイングランド銀行による中央統制的な通貨発行を提唱し、固定されたシリングですべての発行銀行券に100%の金準備をすることを提唱した。通貨学派の議論はロバート・ピール卿を納得させ、1844年～1845年の銀行条例でイギリス、ウェールズ、スコットランドの通貨発行を禁止した。それによりイングランド銀行を除く既存の銀行による貨幣循環が滞り、当時の平均循環量である8500万ポンドが凍結させられた⁵⁶⁾。1844年の条例では1400万ポンドの通貨発行に対しイングランド銀行は100%の金準備を保有しなくてはならなかった（当時、銀行券の循環は約2100万ポンドであった）。条例は、倒産もしくは発券の権利を放棄した銀行の銀行券をイングランド銀行が部分的に吸収することを保証した。それによりイングランド銀行はイングランド、ウェールズ、スコットランドの中央銀行になりえた。アイルランドでは1845年に同様の法でアイルランド銀行を中央銀行にした（スコットランドと北アイルランドの少数の銀行では今日でも発券を続けているが合わせて500万ポンド以下にしかならない。彼らは発券したのと同金額分をイングランド銀行に準備として預けなくてはならず、500ポンドを超えた銀行券発券は禁止されている）。最終的にイングランド銀行はイギリスすべての銀行券を吸収した。イギリスにおいてイングランド銀行とアイルランド銀行は1844年と1845年の銀行条例で公式に中央銀行として認知された⁵⁷⁾。

企画的に中央銀行を設立することはできたが、通貨学派は銀行券発券のこと

に意識が集中しており、預金が銀行券の貨幣供給と同じ量だけ必要であるという考えを欠如していた。イングランドにおける1847年、1857年、1866年の財政危機は通貨学派の教義の欠点をさらけ出した。イングランド銀行は銀行券発券の法的制限を一時的に解除することで取り付けを回避することができた。イングランド銀行は民間銀行と預金を固定レートで兌換することを通して民間銀行をコントロールしていった。

ロバート・ピール卿による銀行条例の後、イギリスの植民地では通貨学派の教義が法に書き込まれた。それにより植民地ではカレンシーボード制が採用された。基本的に銀行は金や銀を基準とするが慣習的にはスターリング額面の資産を準備として独占的通貨発行が行われた。モーリシャス、セイロン、バハマにおけるカレンシーボードは、地方銀行が倒産したあとに地方政府が銀行券発行を引き継いだものである。その他の植民地でカレンシーボード制が採用された理由は通貨学派の強制によるものである⁵⁸⁾。

19世紀後半のイギリスの通貨論争を反映してヨーロッパ諸国でもフリーバンキングと中央銀行間議論が行われた。フランスでは大投資銀行であるクレディ・モビリエ（Credit Mobilier）の指導者であるペレーレ（Pereire, I.）兄弟がサヴォワ県とオート＝サヴォワ県の発券銀行を乗っ取ることでフランス銀行の銀行券独占を試みた。それによりそれまで勢力のあったフランス東部サヴォイア地方のサヴォイア銀行（Savoy Bank）は銀行券発券を諦めることとなった。

ドイツでは1875年にライヒスバンクを設立して、統一前のドイツ諸州で用いられていた異なるコインや紙幣を規格化することを試みた。しかしながらライヒスバンクは他の目的に用いられ、代わりに1864年以前のアメリカをモデルにした規制を受けていない民間の造幣局が貨幣制度の統一を導いた。ドイツ政府は、中央銀行は割引政策に必要であると信じ、フリーバンキング支持者たちは物価と正貨流通の自己調整機能を政府関係者に納得させられなかった。それによりライヒスバンクにはピール条例を真似た統制規則が採用された⁵⁹⁾。

アメリカのバンキングシステムはフリーバンキングの中でも最も規制の強いものから発展した。支店銀行の法的規制は国内粹のシステムの発展を妨げた。

フリーバンキングの発展と終焉（伊藤）

南北戦争以前では銀行の安定性には地域格差があったが、一般的に規制の緩い州ではほとんどトラブルを経験しなかった。支店銀行の禁止以外で重要な規制のなかったニューアイオワ州では1819年、1837年、1857年の困難に耐えることができた。ニューアイオワ州では1837年にのみ兌換停止をしているが、他の州では南北戦争以前から兌換停止が行われていた。その背景にはボストンにある民間のソフォーク銀行（Suffolk Bank）がニューアイオワ州全域での決済機構として発展したことが挙げられる。厳格な規制でもって銀行券の需要に対応するため、他の銀行に銀行券発券を強制させることもあった⁶⁰⁾。

南北戦争期を通して最初に発布された銀行特許法は、支店による銀行券発券を禁止するものであった。さらに支店以外の銀行による銀行券発券に対して政府債券を担保として保有することを要求した。債券預金は季節的な銀行券需要に対応することを困難にした。1873年、1893年、1907年には銀行券不足が加速し、銀行券は預金に対してプレミアがついた（例えば100ドルの小切手を97ドルの銀行券で買うことができた）。決済機構を持たないところや発券銀行が緊急用の銀行券を保有していないところでは兌換が停止した。

カナダではアメリカと異なる経験をしていた。カナダでの発券は銀行資本の額に制限されていた。そのため1893年と1907年のアメリカのパニックから影響を受けることはなかった。さらにカナダの銀行券はこれらのパニックの期間アメリカでも幅広く流通した⁶¹⁾。アメリカの銀行家はカナダの支店ネットワークシステムと銀行券発券に際して担保を保有する必要性のない資産ベースの通貨に关心を示した。アメリカ銀行家組合による1894年のバルチモア集会で、カナダ国境でのアメリカの銀行券発券の改革案が提案されたが、反金本位制の扇動家や支店銀行との競争に反対している小銀行などによって反対された⁶²⁾。

カナダは銀行券不足に悩むことはなかったが、1907年になると銀行券発券は法的上限に近づいていた。1908年には銀行券需要が最大になる月の期間は銀行資本の115%まで発券を許可するよう銀行法を修正した。さらに1913年には銀行券発券限度をもう一段緩めている。これらの変更によりカナダはパニックに陥らずに済んだ。一方アメリカでは1913年の連邦準備銀行法を通すこ

とによって銀行券供給問題を解決している。この解決策を模索する中で銀行家や経済学者、政治家たちはカナダのフリーバンキングよりもヨーロッパの中央銀行システムから洞察を得た。1908年には一時的な銀行券不足を解消するためにオールドリッチ・ブリーランド法（Aldrich-Vreeland Act）を確立して決済機構に正貨を担保とすることなく緊急に銀行券を発券する権限を与えた。それにより1914年に第一次大戦が開戦すると連邦準備銀行は効果を発揮することができなかつたが、決済機構による通貨発行は通貨プレミアをつけること無しで銀行券需要の増加に効果的に対応することができた。フリードマンとシュワルツによれば同法による通貨発行は連邦準備と同等以上の弾力性をもたらすことができたとされている⁶³⁾。

このようにフリーバンキングを採用していた国でも戦間期には兌換停止することがあった。カナダ、ニュージーランド、北アメリカのみならず他の国々では戦費調達のためにインフレ財政を行うことで中央銀行体制へ傾倒していく。戦後、1920年のブリュッセルと1922年のジェノバでの国際連盟の通貨会議で中央銀行を創設することが推薦された。国際連盟の影響力は様々な国々に中央銀行が設立されたことで明らかである。貨幣基準としての地金論争、貨幣数量説の議論を通して通貨学派、銀行学派、フリーバンキングそれぞれの主張は通貨学派が勝利を収めた。

7. フリーバンキングの終焉：政府の意図

イタリアでは1893年にローマ銀行（Banca Romana）が倒産しイタリア政府にフリーバンキングの採用を促した。しかし銀行券の発券競争は国の統一性を乱すことになると考えられた。ローマ教皇時代の独占的発券銀行であるローマ銀行は倒産したが、政府は政治的理由からそれを買い支えた。このような秘密裏な状況が20年以上も続いたことに対し、経済学者のマッフェオ・パンタレオーニ（Maffeo Pantaleoni）は銀行の財務状況を明らかにするよう秘密政府が査察することを提唱した。ローマ銀行の倒産後二つの発券銀行がイタリア銀行

フリーバンキングの発展と終焉（伊藤）

と合併した。倒産の余波から立法機関は複数の発券銀行券を保護せざるをえなかつた。そのなかイタリア銀行は合併した銀行の銀行券も効率的に流通させることに成功し、1926年には独占的に銀行券を発行する主体になった⁶⁴⁾。

イギリスの植民地であるモーリシャスでは二つある地方銀行のうちの一つが1847年に倒産した⁶⁵⁾。倒産しなかつた銀行に特権が授与され銀行券發券が制限されており銀行券需要を満たせなかつた。預金銀行間の競争はあつたにもかかわらず、発券銀行が一つになることで政府は独占的な銀行券發券の方がより安全であると考えた。同様にバハマでも唯一の地方の特権銀行が1916年12月に倒産した後（イギリスの植民地銀行もバハマで銀行券を流通させていた）バハマ政府はモーリシャス政府と同じく独占的な銀行券体制を敷いた。

香港では銀本位制を中止するという中国の予期せぬ決定により、1935年にフリーバンキングを放棄した。政府は銀行にある銀を没収し、香港ドルをイギリスポンドとペッグさせた。それにより香港ドルは固定レートで金に兌換されなくなつた。

8. むすび

机上の空論のように思われるフリーバンキングであるが世界中で経験されてきシス템である。一般的にそのパフォーマンスは安定傾向を示しており、一部のエピソードのみが経営不振や平常時における金銀の兌換停止を示していた。だがそれらの原因は明らかでありランダムに起つたものではない。またフリーバンキングが自然独占に結びつくという傾向性もなかつた。確かに産業内競走をみて早い段階から合併するなどの措置をとる場合があつた。しかしながら一つの銀行になるまで連鎖していくことはない。さらに複数の銀行によるカルテルの形成はフリーバンキングでは失敗した。なぜならカルテルは協力的でない銀行や不正な銀行によって損失を与えられたからである。

歴史的にはフリーバンキングは政府による独占的通貨発行に取つて代わられ、スコットランド、ニュージーランド、コスタリカ、ブラジルなどのよう

独占的銀行および中央銀行システムに変遷してきた。だがこれらはフリーバンキングが消滅した後で必然的に現れてきたわけではない。中央銀行が存在しなくても独占的な通貨発行は長期間存在しており「カレンシーボード制」の下で多くのイギリス植民地が築かれていった。中央銀行が存在していたところでさえボード制は民間銀行の最後の貸し手および調節装置として数年間役割を果たしてきた。

フリーバンキングに終焉をもたらした理由は様々あったが、カナダやニュージーランドのように銀行倒産がほとんどなかったところでさえ中央銀行が導入された。確かに中央銀行制度は恐慌を封じ込めることに成功し、そこからフリーバンキングシステムに戻ろうという考えは生じなかつた。最後までフリーバンキングが継続していた地域は南西アフリカのナミビア（Namibia）で1962年まで存続していたとされている⁶⁶⁾。

注

- 1) 先行研究としてはハイエクによる中央銀行の廃止説が有名である（Hayek, F. A. *Denationalization of Money: Argument Refined*, London, Institute of Economic Affairs, 1978, pp. 106–107.）。フリードマンとシュワルツは政府主導の金融政策の無効性を説いた（Freidman, M. and Schwartz, A. J. “Has government any role in money?”, *Journal of Monetary Economics*, 17(1) (January), 1986, pp. 37–62.）。オーストリア学派はレッセフェールに程度を設けて競争的通貨発行の新しいモデルを展開させており、さらに中央銀行下の貨幣供給モデルとの比較検討を行う。ホワイトやダウドなどは貨幣供給が競争的に行われていた時代の銀行システムの歴史的考察を行っている。その中でも主に研究されているケースはヨーロッパと北アメリカにおけるフリーバンキングの事例である。実際には多くの国々でフリーバンキングが経験されておりアジア諸国においても機能していた記録が残されている。
- 2) Yang, L. S. *Money and Credit in China*, Cambridge, Mass.; Harvard University Press, 1952, pp. 51–53.
- 3) 荒木信義『円の歴史』教育社, 1979年。
- 4) McIvor, R. C. *Canadian Monetary, Banking, and Fiscal Development*, Tront: Macmillan, 1958, pp. 14–15, Timberlake, R. H., Jr ‘Private production of scrip-money in the isolated community’, *Journal of Money, Credit, and Banking*, 19

- (4 October), 1987, pp. 437–447, Hargreaves, R. P. *From Beads to Bank Notes*, Dunedin, New Zealand: John McIndoe Ltd, 1972, pp. 46–52.
- 5) Hall, F. G. *The Bank of Ireland 1783–1946*, Dublin: Hodges, Figgis & Co, 1949, pp. 34–35.
- 6) Checkland, S. G. 'Banking history and economic development: seven systems', *Scottish Journal of Political Economy*, 15, 1975, pp. 58–59.
- 7) *Ibid.*, pp. 119–120.
- 8) Bagchi, A. K. *The Evolution of the State Bank of India*, 2 vols, Bombay: Oxford University Press, 1987, p. 32, p. 45.
- 9) たとえばカナダ北部のオンタリオ州、ニューブランズウィック州、ノバスコシア州では10から15年間その地方における銀行の独占権を有した。既存の銀行は政党の権力道具としての役割を担っていたため、新しい銀行への特権授与は政治的議論の主題であった。競争者は秘密裏に結集してライバル銀行から金を借りるなど、既存の銀行に対して粗探しを行い地方議会に特権を請願した。
- 10) *Ibid.*, p. 268.
- 11) 植民地のインドでは、政府は1830年から1850年の間特権授与の要求を拒絶した例外もある (Baster, A. S. J. *The Imperial Banks*, London: Routledge & Kegan Paul, 1929, pp. 92–109.)。
- 12) Breckenridge, R. M. *The Canadian Banking System, 1817–1890*, Toronto, Canadian Banker's Association, 1894, pp. 85–87.
- 13) Hargreaves, *op. cit.* pp. 54–61.
- 14) Checkland, *op. cit.* p. 393, Shortt, *Adam Shortt's History of Canadian Currency and Banking 1600–1880*, Toronto: Canadian Banker's Association, 1986, pp. 311–312, Bagchi, *op. cit.*, p. 494.
- 15) Conant, C. A. *A History of Modern Banks of Issue*, 2nd edn, 6th edn and rev. edn, New York: G. P. Putnam's Sons, 1927, pp. 589–590.
- 16) King, F. H. H. *The History of the Hongkong and Shanghai Banking Corporation*, 3 vols, Cambridge: Cambridge University Press, 1988, pp. 129–132, p. 236.
- 17) 1900年に独立したハイチ、ニカラグア、サントドミンゴ（ドミニカ共和国）ではフリーバンキングを経験しなかった。
- 18) 18世紀から19世紀初頭にかけてアメリカ大陸の国々では政府発行による銀行券の価値は下落しており、カナダ（ブレーイングカード [French playing-card] のちの英國陸軍紙幣 [British Army Bills]）、アメリカ（大陸通貨 [Continental Currency]）、コスタリカ、ガテマラに影響を与えた。メキシコ、アルゼンチン、ブラジルではインフレ金融を行う力はなく、政府系の発券銀行は価値の減じた

- 通貨を直接買い取るシステムを採用した。政府が銀行券発行を断念しても民間銀行は銀行券を金や銀に兌換する需要に対して十分に対応できていた。
- 19) Barclays Bank (Dominion, Colonial and Overseas), *A Banking Centenary*, Plymouth, England: privately printed, 1938, Joslin, D. *A Century of Banking in Latin America: To Commemorate the Centenary in 1962 of the Bank of London and South America Limited*, London: Oxford University Press, 1938, ch. 2.
 - 20) Cameron, R. with Crisp, O. White, H. T. and Tilly, R. *Banking in the Early Stages of Industrialization: A Study in Comparative Economic History*, New York: Oxford University Press, 1967, p. 158.
 - 21) フリーバンキングと中央銀行の歴史概要については、Conant, *op. cit.*
 - 22) Ma, Tac-Wo. *Currency of Macau*, Hong Kong: Urban Council and Meseu Luis de Camoes, 1987.
 - 23) Knight, J. T. P. *Canadian Banking Practice*, 2nd edn, Montreal: F. Wilson-Smith, 1908, p. 137.
 - 24) Roover, R. de *Business, Banking, and Economic Thought in Late Medieval and Early Modern Europe*, Chicago: University of Chicago Press, 1974, p. 203, Crawcowr, S. "The development of a credit system in seventeenth century Japan", *Journal of Economic History*, 20 (3) (September), 1961, pp. 342-360.
 - 25) Munn, C. *The Scottish Provincial Banking Companies, 1747-1864*, Edinburgh, John Donald, 1981, p. 25.
 - 26) Timberlake, The central banking role of clearing-house associations, *Journal of Money, Credit, and Banking*, 16 (1 February), 1984, pp. 1-15.
 - 27) Conant, *op. cit.*, pp. 485-486.
 - 28) Landwan, J. *The Swiss Banking System*, US National Monetary Commission (61st congress, 2nd session, Senate doc. No. 401), Washington: Government Printing Office, 1910, pp. 41-45., Conant, *op. cit.*, 305-306, Nelson, W. E. "The Imperial administration of currency and British banking in the Straits Settlements, 1867-1908", Ph. D. dissertation, Duke University, Durham, 1984, pp. 112-113.
 - 29) 大国において輸送が頻繁に行われ支店銀行が銀行券兌換にそれほどコストがかかるなくなり法的規制が緩和されたカナダにおいてさえフリーバンキングで国内に流通させるために発行した銀行券が平均的に受け入れられるようになったのは1889年になってからである。4年後には鉄道が東西に敷かれることで流通は加速した。一般的に銀行券兌換は小さな地域においてフリーバンキング初期に行われる傾向があった (Breckenridge, *op. cit.*, pp. 245-246.)。
 - 30) Dowd, K. *The State and the Monetary System*, Hemel Hempstead: Philip Allan,

- and New York: St Martin's Press, 1989, pp. 7–8. 1857年にアメリカで起こったパニックの時、一時的ではあったが不換銀行券が兌換銀行券と割引の関係にありながら同時に流通したときがあった。1860年代から1870年代のカルフォルニアのゴールドバンク（Gold Bank）の例は人々に不換紙幣を押し付けようとした政府の試みを排除した例である（Greenfield, R. L. and Rockoff, H. "A tale of two dollars: currency competition and the return to gold, 1865-1879", unpublished manuscript, Fairleigh Dickinson University and Rutgers University, 1990.）。
- 31) McCallum, B. T. "Bank deregulation, accounting systems of exchange, and the unit of account: a critical review", *Carnegie Rochester Conference Series on Public Policy*, 23, 1989, p. 247.
- 32) Rockoff, H. "Varieties of banking and regional economic development in the United States, 1840–1860", *Journal of Economic History*, 35, 1975, pp. 160–177.
- 33) 小額紙幣を発行したフランスの caisses patriotiques は支店規制に直面することはなかったが政府は銀行のリスク的な拡張に眼をつけていた。政府は方の保護を1792年に与えたが2年もしないうちに取り上げている（White, *op. cit.*, p. 271.）。
- 34) Bagehot, W. *Lombard Street: A Description of the Money Market*, London: Henry S. King, 1873. Reprinted New York: Charles Scribner's Sons, 1912, chs 6–7.
- 35) Goodhart, C. A. E. *The Evolution of Central Banks*, Cambridge, Mass.: MIT Press, 1988, chs 5, 7.
- 36) Pope, D. "Free banking in Australia before World War I", unpublished manuscript, Australian National University, Canberra, 1989, p. 22.
- 37) Goodhart, *op. cit.*, p. 52.
- 38) オプション条項が採用された後、スコットランド銀行は1745年に一度利用しただけである（Checkland, *op. cit.*, p. 73.）。
- 39) Checkland, *op. cit.*, p. 67. オプション条項の説明は Dowd, *op. cit.* 参照。
- 40) Hammond, B. *Banks and Politics in America from the Revolution to the Civil War*, Princeton: Princeton University Press, 1957, p. 178.
- 41) Checkland, *op. cit.*, pp. 118–121.
- 42) Ollerenshaw, P. *Banking in Nineteenth-Century Ireland: The Belfast Banks, 1825–1914*, Manchester: Manchester University Press, 1987, pp. 42–43.
- 43) Shortt, A. *Adam Shortt's History of Canadian Currency and Banking 1600–1880*, Tronto: Canadian Bankers' Association, 1986, pp. 333–345. (Reprints articles from the *Journal of the Canadian Bankers' Association*, 1896 to 1925), Schull, J. and Gibson, J. D. *The Scotiabank Story: A History of the Bank of Nova Scotia, 1832–1982*. Toronto: Macmillan, 1982, p. 35.

- 44) Cameron, *op. cit.*, p. 135.
- 45) Gunasekera, H. A. de S. *From Dependent Currency to Central Banking in Ceylon: An Analysis of Monetary Experience 1825–1927*, London: G. Bell & Sons Ltd, 1962, pp. 61–70.
- 46) Nelson, *op. cit.*, p. 186.
- 47) Gollan, R. *The Commonwealth Bank of Australia: Origins and Early History*, Canberra: Australian National University Press, 1968, pp. 28–33, Pope, D. “Free banking in Australia before World War I”, unpublished manuscript, Australian National University, Canberra, 1989, p. 18.
- 48) Sayers, R. S. *Banking in the British Commonwealth*, Oxford: Clarendon Press, 1952, pp. 326–327.
- 49) Joslin, D. *A Century of Banking in Latin America: To Commemorate the Centenary in 1962 of the Bank of London and South America Limited*, London: Oxford University Press, 1963, pp. 125–128, Quintero-Ramos, A. M. *A History of Money and Banking in Argentina*, Rio Piedras, Puerto Rico: University of Puerto Rico, 1965, p. 86.
- 50) Joslin, *op. cit.*, p. 136–137.
- 51) Rivarola P. J. B. *Historia monetaria del Paraguay*, Asuncion: Imprenta El Grafico, 1982, pp. 209–217.
- 52) Subercaseaux, G. *Monetary and Banking Policy of Chile*, Oxford: Clarendon Press, 1922, pp. 116–117.
- 53) Conant, *op. cit.*, p. 514.
- 54) Schuler, K. “The evolution of Canadian banking, 1867–1914”, unpublished manuscript, George Mason University, Fairfax, Virginia, 1988.
- 55) White, *op. cit.*, pp. 51–80.
- 56) Capie, F. and Webber, A. *A Monetary History of the United Kingdom, 1870–1982*, 2 vols, London: George Allen & Unwin, 1985, p. 211.
- 57) Clapham, *op. cit.*, pp. 178–179.
- 58) Hanke, S. H. and Schuler, K. (Forthcoming 1992) *Currency Reform and Economic Development*, Princeton: Princeton University Press, 1992.
- 59) Smith, V. C. *The Rationale of Central Banking and the Free Banking Alternative*, London: P. S. King. Reprinted 1990, Indianapolis: Liberty Press, 1990, p. 68.
- 60) Hammond, *op. cit.*, pp. 178–180, pp. 549–556.
- 61) Denison, M. *Canada's First Bank: A History of the Bank of Montreal*, 2 vols, Toronto: McClelland & Stewart, 1966, p. 260, pp. 284–285.

フリーバンキングの発展と終焉（伊藤）

- 62) Hepburn, A. B. *History of Coinage and Currency in the United States and the Perennial Contest for Sound Money*, New York: Greenwood Press, 1968, p. 381.
- 63) Freidman, M. and Schwartz, A. J. *op., cit.* p. 172.
- 64) Ferraris, C. F. *The Indian Banks of Issue*, US National Monetary Commission (61st congress, 2nd session, Senate doc. No. 578), Washington: Government Printing Office, 1911.
- 65) Crick, W. F. *Commonwealth Banking Systems*, Oxford: Clarendon Press, 1965, p. 302.
- 66) Crossley, J. and Blandford, J. *The D. C. O. Story*, London: Barclays Bank International, 1975.